

令和4年3月11日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 令和4年3月11日
開会 10時00分 閉会 10時51分
- 2 場 所 幕別町役場 3階会議室
- 3 出席者 委員長 若山和幸
副委員長 野原恵子
委員 石川康弘 谷口和弥 芳滝仁 小川純文
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
企画総務部長 山岸伸雄 政策推進課長 白坂博司
政策推進課副主幹 鳴海走也 総務課長 佐藤勝博
契約管財係長 田村真由美
- 5 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 北原正喜
- 6 調査内容、審査事件および審査結果
 - 1 所管事務調査（別紙）
 - (1) 税及び税外収入に関する事項
 - ① 使用料及び手数料の見直しについて
 - 2 連合審査会開催申入れについて
付託された次の3議件について、会議規則第71条に基づく連合審査会を開催し、審査をすることを民生・産業建設常任委員会に申し入れることに決定した。

議案第23号 幕別町公の施設の使用料等に関する条例

議案第24号 幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第25号 幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

- 3 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 議案第22号 幕別町プロポーザル審査委員会条例
- 4 所管事務調査項目について
正副委員長に一任することにした。
- 5 所管事務調査報告書について
修正等があれば、事務局に報告することにした。
- 6 その他
 - (1) 閉会中の継続調査申し出について

- ・ 次回委員会開催日時
令和4年3月16日 民生常任委員会終了後

総務文教常任委員会委員長 若山和幸

◇調査内容

(開会 10:00 役場 3 階会議室)

1 所管事務調査

(1) 税及び税外収入に関する事項 (10:00～10:12)

① 使用料及び手数料の見直しについて

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針の策定について、令和 3 年 2 月 5 日開催の総務文教常任委員会での基本方針(案)の説明以降の経過及び修正内容について、企画総務部長より資料に基づき説明があった。

◇審査内容

(審議開始 10:15)

○委員長(若山和幸) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に 3 番、付託された議案の審査についてを議題といたします。

議案第 22 号、幕別町プロポーザル審査委員会条例の審査となります。

審査の進め方ではありますが、はじめに幕別町プロポーザル審査委員会条例の説明をいただき、その質疑ののち、説明委員に退席いただき、議案について、各委員の意見を伺い、討論、採決としたいと思います。

それでは、議案第 22 号、幕別町プロポーザル審査委員会条例についての説明を求めます。
企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) 議案第 22 号 幕別町プロポーザル審査委員会条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

議案説明資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

はじめに条例の制定趣旨等を記載しております。

地方自治法は、普通地方公共団体の行う契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする定め、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当する場合に限って認めております。

当該規定を受けた地方自治法施行令では、「予定価格が一定額を超えないとき」のほか「その性質又は目的が競争入札に適さないとき」などには、随意契約によることができると規定されており、プロポーザル方式による契約は、この規定を根拠に随意契約を締結しているものであります。

1 番の制定趣旨ではありますが、従来から町が発注する委託、賃借、請負その他の随意契約の一部において、その相手方となる候補者をプロポーザル方式、いわゆる「企画提案方式」により選定しておりますが、プロポーザル方式を行う委託等は、高度な知識、専門性、経験などが必要であり、提案内容及び業務遂行能力等が最も優れた者を選定するにあたり、審査委員会の構成において、外部から高度な技術又は専門的な知識を有する者を招聘する必要があり、また、審査を厳正かつ公平に行うため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、同規定は、3 の参照法令の(1)に記載しておりますが、同規定に基づき、附属機関として審査委員会を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

2、プロポーザル方式について、であります。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定、3の参照条例の（2）に記載しておりますが、2の後段文書の「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」は随意契約によることができるとされております。

2、プロポーザル方式の記載箇所でございます。

今、ご説明いたしました、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため、公募又は指名の方法により、複数の者から当該随意契約に係る業務の実施に関する企画又は技術に関する提案を求め、これらのうちから事業者を選定する方式をプロポーザル方式とするものであります。

下段の4では、参考として、令和元年度以降のプロポーザル方式による事業者選定業務の事例を記載しております。

これまでは（1）幕別町ごみ収集業務から（6）に記載しておりますアルコ236及び道の駅・忠類指定管理業務までの6事業については、事業の選定に際し、個別に選定委員会に係る要綱を定め、事務を執り進めてきたものであります。

次に議案書の1ページをご覧ください。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、設置規定であります。

幕別町が発注する委託、賃借、請負その他の随意契約の締結に当たり、その相手方となる候補者を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に行うため、地方自治法の規定に基づき、附属機関として幕別町プロポーザル審査委員会を設置すると定めております。

第2条は、この条例におけるプロポーザル方式の定義について定めており、随意契約の締結のため、公募または指名の方法により、複数の者から企画又は技術に関して提案を求め、これらのうち提案内容及び業務遂行能力等が最も優れたものを選定する方式をプロポーザル方式と定義しているものであります。

第3条は、委員会において調査審議する事項について定めております。

はじめに第2号からご説明を申し上げますが、その他、事業者の公募者の選定に必要なことにつきましては、各事業においてプロポーザル方式により選定しようとする際、委員会において、公募要項、これは、応募資格や事業者の経営内容、提出書類の内容、技術等、提案内容、業務の要求水準、選定基準等について、公募要項として作成しますが、これら公募要項等の決定を行うとともに、応募事業者の資格審査を行うものであります。

次に第1号の事業者の候補者の選定に関することについては第2号でご説明しました、公募要項に基づくプレゼンテーションを実施したのち、審査及び事業者の選定を行うものであります。

第4条は、組織を規定しております。

第1項は、第1号の識見を有する者から第4号の町長等が必要と認める者のうちから町長等が委嘱し、又は任命するとし、委員の人数を15人以内と定めております。

第2項は、任期を定めております。

2ページをご覧ください。

第5条は、委員会に委員の互選により委員長を置き、その職務等を規定し、第6条は、会議の招集や定足数などを、第7条は、委員の守秘義務を、第8条は、委員会の庶務の担任を定めております。

第9条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長等が別に定める旨を規定しております。

附則についてであります。第1項は、この条例は公布の日から施行するとしております。

第2項は、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正についてであります。

同条例の別表に、プロポーザル審査委員会の委員長と委員の報酬を加えるものであります。

委員長は、日額5,700円とし、ただし、本条例の第4条第1項第2号に規定する「高度な技術又は専門的な知識を有する者」として委員に選任され、会議において委員長に互選された者にあつては、3ページになりますが、1万2千円とするものであります。委員は、日額5,200円とし、同様に「高度な技術又は専門的な知識を有する者」として選任された委員にあつては、1万円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） なぜこの条例を作るかという説明は理解できたのですが、それでは今までどのような契約で業者を選定していたのか。そこところが疑問に思うのですが、今までの契約の状況の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 資料の方で令和元年度以降のプロポーザル方式によります選定の状況を記載しておりますけれども、これまでのプロポーザル方式においてはですね、附属機関につきましては、令和2年度以降に条例の方で全ての附属機関の方を制定をしております。それ以前につきましては、この選定にあたりましては、要綱を制定したのち、この非常勤特別職の条例に基づきまして、各委員に対する報酬等の支払いを行っております。

令和2年度以降につきましては、附属機関の中で条例に基づいて、附属機関として、選定委員会を設置いたしまして、選定の方を行っております。

失礼しました。これまでのプロポーザル方式による選定につきましては、要綱に基づきまして、選定委員会の方を設置しまして、選定の方を行っております。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1点質問をさせていただきます。第4条に関わってです。

この委員会の構成のあり方についてのことでありますけれども、第1号から第3号まではわかりました。

第4号、「第3号に掲げる者のほか、町長等が必要と認める者。」このことに絡んでくるのですが、まちづくり町民参加条例の中では、公募を定員の3割行うのだということが謳われているところです。

まちづくり町民参加条例に関する審査委員会に該当するのかなのかということの解釈もありますけれども、第4号はどういう形になるのかということのお尋ねをしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 今の公募の話もありましたけれども、このプロポーザル方式による選定を行っていく際につきましても、その審査を行っていく中で必要とされる組織の構成を行うものであります。

○委員長（若山和幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、谷口委員がおっしゃられました第4条に対する組織に対

して第4号の町長が必要と認める場合の選任方法についてのご意見だったと思います。

委員がおっしゃいますまちづくり町民参加条例に基づきます公募等によって、委員を選任するというのも基本的な考え方はそうなのですけれども、ただこのプロポーザルの審査委員会条例については、広くまちづくりをするための意見を行うというよりは、狭い範囲の事業を遂行するために必要な人を選任しようとするものであり、それらの事業に関連する方、精通している方というのでしょうか。町民の中でもですね。そういう方を選任するというのを基本に置きつつ、今回この条例における第4号、前3号に掲げるほか、町長等が必要と認める者ということで選任しようとするものであります。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） つまり、今の答弁で言うと、今回この審査委員会というのは、まちづくり町民参加条例の条文には該当しない審査委員会を設置するということの理解しかできないわけなのだけれども、そういうことの理解でよろしかったですか。

○委員長（若山和幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 該当しないということではなく、私の方で申し上げましたように、それぞれの事業を行う上において、一定の考え方なり、そういうものを持った方ではないとなかなか審査に向かっていけないと、適正な事業の審査にならないといった面においては、ある一定程度、限定されるのかなと思います。

そういう面で公募ということによらないのですけれども、ただものによっては、今まではあまりないのですけれども、何か違うまちづくり全体に関するプロポーザルをやろうとした時には、広く町民から公募することになり得るという部分はないとは言えないというところです。

ただ、現状においては今までの選定において、そういう事例はなかったということです。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 何を言っているのかわからないのだけれども。要はこの条例がまちづくり町民参加条例に関わる審査委員会であるのであれば、例外というのはあり得ないわけで、例外的に公募するということはある得ないわけで、まちづくり基本条例の考え方言ったら、3割は公募することが決まっているのだから、今、企画総務部長が言ったことは、条例破りになってしまうわけで、要はこの条例が該当するのかなのかということの答弁を求めているのだから、それは該当しないのですよと。

だから、まちづくり町民参加条例の3割の公募ということは、今回これにはないのですと聞こえるのだけれども。それしかないのだと思うのだけれども、どうなのですか。

○委員長（若山和幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） まちづくり町民参加条例に基づく、この第4号に関する、3割を基本として公募するというものではありません。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） これで最後にするけれども、まちづくり町民参加条例は該当しない、今回はプロポーザル審査委員会条例であるということの答弁であったと、完結に答えていただきたい。イエスかノーしかないのです。

○委員長（若山和幸） 説明をお願いします。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、条文の詳細を確認できないのですけれども、基本条例上における選任ということについては、詳細が手元にないので、大変申し訳ありませんが、このまちづくり町民参加条例の3割に定めている機関として、このプロポーザル審査委員会条例がその機関の中に定まっておりますことから、3割という概念において、ここの

4号の委員を定めるというものではありませんが、先ほど来、私から言っておりますように町民のその事業によって必要な町民の意見を聞くような事業があった際にはまちづくり町民参加条例を参考にしながら、委員を何割にするかは別にしまして、委員は広く町民から求めていくということはあるということでございます。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑はありませんか。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） この条例制定については、一步進んだ形の提案であったと。

今まではものによって、それぞれの要綱の中で委員会を作って、そこで選定をしていて、統一された形をとられるということは、公正・公平について良いのであらうと思えますけれども、15人の枠を作られていらっしゃる。

この辺のことは、今谷口委員もおっしゃったことにも含まれるのでありますが、識見を有する者だとか、高度な技術、専門的な知識を有する者とか、あと、町職員。その辺の人数の配分ですよね。その事業、事業によってされていくのか、その辺のところの一番基本的に大事にしていくところが町の職員なのか、高度な技術または専門的な知識を有する者なのか。バランスがあるかと思うのですが、その辺の考え方について、お伺いをしておきたいと思います。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 委員の構成についてでございますが、今委員がおっしゃっていただいたように、それぞれどのようなプロポーザル方式でやる事業の内容に応じまして、こういった委員の方たちで組織をするかというのは、内容によって考え方が少し変わる場合もございますので、あくまでこの条例の中ではこういった4区分に応じた委員構成の中で最大15名以内の構成の中でそれぞれプロポーザル方式で行う事業に応じて組織を構成していくという考え方でございます。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） ないようですので、議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） このプロポーザル審査委員会条例においては、今議会で決定すべき中身だとは思いますが、まだまだ慎重な審議が必要かと思えますので、会期内の継続審査としていただくことがよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） ほかの委員の方、どうでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 審査にもう少し時間をかけた方がよろしいということでもありますので、会期中の継続審査といたしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（若山和幸）　以上で本委員会のインターネット中継を終了といたします。
　　暫時休憩いたします。

（暫時休憩）